

周防大島町国民健康保険運営協議会規則

平成16年10月1日

規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町国民健康保険条例(平成17年周防大島町条例第111号。以下「条例」という。)第3条に基づき、周防大島町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関する必要な事項を定める。

(協議会の委員)

第2条 委員の定数は、条例の定めるところにより、委員は、町長が選任するものとする。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の選任)

第3条 協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じ、選挙された委員がその職務を代行する。

3 会長は、会議の議長をつかさどる。

(会議)

第4条 協議会は、町長から諮問があったときに会長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上の要求があったときは、町長は、協議会を招集しなければならない。

3 協議会は、委員定数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の任務、権限等)

第5条 協議会は、被保険者その他の利害関係者から国民健康保険に関する意見書の提出があったときは、これを受理し、必要と認めるときは、所見を付して町長に提出するものとする。

(審議事項)

第6条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関し、次の事項を審議する。

(1) 政令で定める事項

(2) 前号に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する条例の制定、改廃その他重要な事項

(署名委員の選任)

第7条 署名委員は、議長のほか、会議に出席した委員2人とし、会議のはじめに議長が指名する。

(書記)

第8条 協議会に書記を置き、町長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。